



あなたのキャリアを 市民後見人として 活かしてみませんか？



成年後見は、これからさらに利用拡大が見込まれる制度です。市民後見センターとよはしでは、成年後見制度普及の活動に参加される市民を募集しています。民間企業OBの方、公的機関OBの方、医療・福祉分野の経験者の方、医療・福祉分野の経験者の方、市民後見人養成講座修了者の方などの積極的なご参加を歓迎します。

あなたが活躍できる分野はたくさんあります。

- 成年後見の相談員
- 成年後見セミナーの講師
- 後見人としての実務担当
- 成年後見制度全般の広報活動など

※成年後見制度の知識、経験は不要です。
当センターで実務研修を実施します。
参加ご希望の方は、下記までご連絡ください。

市民後見基金

市民後見センターとよはしは、地域で非営利での活動を行っています。今後ともより多くの利用者の方を支援し、多くの市民後見人が継続的に活動するためには、安定した財政基盤の強化が必要です。当センターの理念や活動内容にご賛同いただける個人、団体、企業の皆様からの寄付によるご支援をお待ちしております。

※お振り込みの際は、当センター 0532-52-4315 事務局までご一報いただければ幸いです。

振込先： 日本郵政公社（郵便局）通常貯金 12160-2 82557761
特定非営利活動法人たすけあい三河

専用ウェブサイトについて

当センターのウェブサイトには、市民後見人養成講座の情報をはじめ、成年後見制度についての「知りたい情報」を満載しています。是非ご利用ください。

URL <http://www.wacnet.jp/koken/>



成年後見常設相談所 市民後見センターとよはし

本 部 〒440-0823 豊橋市南瓦町 14-1 WAC ビル 3F
相談室 〒440-0823 豊橋市南瓦町 46 瓦ビル 2F カフェギャラリー内
☎本部 Tel 0532-52-4315 相談室 Tel 0532-66-0125
Fax 0532-56-0702 Email info-koken@wacnet.jp

※本部は階段で2階総合受付まで

相談室へはエレベーターをご利用いただけます。

営業時間 月曜日～金曜日 10:00～17:00

※電話でご予約をお願いします。事前にご連絡いただければ、

土曜日のご相談もお受けします。

駐車場 本部 10 台 瓦ビル 3 台 本部横空手道場 10 台（夕方 5 時まで使用可）



市民後見センター とよはし

認知症になっても、精神に障がいがあっても、知的障がいがあっても・・・

あなたらしく生きるために
あなたのそばの市民が
あなたの生活を支えます。



成年後見常設相談所 市民後見センターとよはし

運営：特定非営利活動法人たすけあい三河 <http://www.wacnet.jp/koken/>

成年後見制度とは…

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるあっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても良く判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

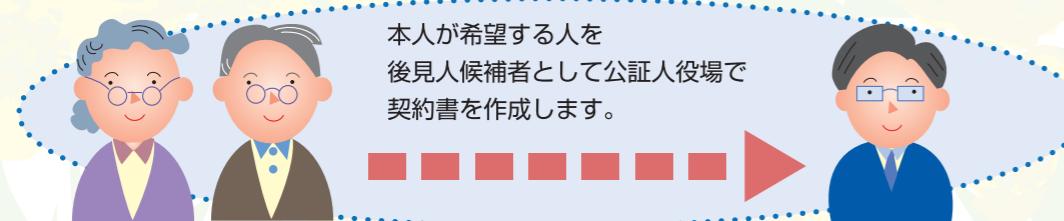
成年後見制度の種類

成年後見制度には、「任意後見制度」「法定後見制度」の2種類があります。

任意後見制度

は、自分が元気な内に将来の不安に備える制度です。

今は判断能力に問題はないが将来判断能力が衰えた時に備え準備をしたい。

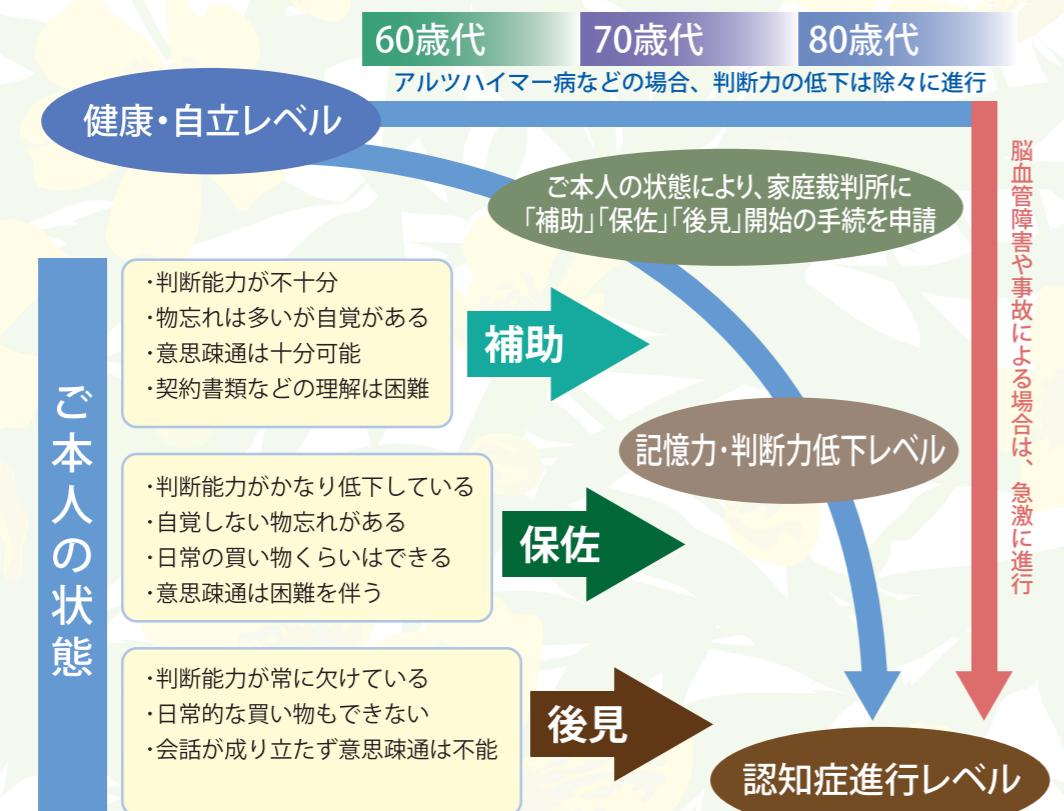


法定後見制度

は、すでに判断能力が不十分な方の権利や財産を守る制度です。

法定後見制度は、すでに判断能力が不十分な方の権利や財産を守る制度です。

ご本人の判断力低下の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」のいずれかが適用されます。家庭裁判所に手続を申請後、それに対応して「後見人」「保佐人」「補助人」が家庭裁判所から選任され、ご本人の生活を支えます。



障がい者の判断能力レベル

後見—障害の程度が一番重く、何をするにも人の助けを必要とする人

保佐—普段の買い物は一人でできるが、お金を借りたりする法律行為には、人の助けが必要な人

補助—障がいの程度は一番軽く、日常生活は一人でも何とかできるが、悪徳商法の被害にあったりする懸念があり、人の助けを必要とする人

後見人・保佐人・補助人の権利

代理権……買い物、福祉サービスの契約、遺産相続、預貯金取引、保険契約、年金受取などの法律行為を本人に代わり行います。(参照 主な代理権一覧)

同意権……本人が行う法律行為の有効性を判断し、同意か不同意かの意思表示をします。

取消権……本人が行った法律行為が、実は騙されているとか、損をしていると思われる場合に、その法律行為を取り消す権限を持ちます。

※法律行為……当事者が一定の効果の発生を求めて行う行為で、法律がその効果の発生を認めるもの。意思表示が不可欠。



業務内容

■制度利用に関する相談・アドバイス

—電話や相談窓口で成年後見制度や利用方法についてご相談をお受けします。

■申立て支援手続き支援

—ケアマネジャー、相談支援専門員、介護施設、病院等関係機関と連携しながら、家庭裁判所への申し立てから制度利用まで一貫した事務支援を担います。

■任意後見制度の普及

—今、元気な人のためのご相談から公証人役場への手続き支援、委任契約に伴う見守り・生活支援及び死後の事務委任契約をサポートします。

■法人後見の受任

—家庭裁判所の審判に基づき、市民後見センターが法人として複数人で後見を受任します。

■成年後見制度の普及・啓発

—地域の市民の皆様に制度を理解していただくために、講演会・フォーラム・学習会などを開催します。

■市民後見人の育成

—市民による市民のための成年後見をめざし、質と量の伴った市民後見人を育成します。

◆主な代理権一覧

- ①財産の保存、管理
- ②金融機関、郵便局との預貯金取引
- ③定期的な収入の受領と費用の支払い
- ④生活費の送金、生活に必要な財産の購入
- ⑤借地及び借家契約に関すること
- ⑥相続に関すること
- ⑦保険契約に関すること
- ⑧印鑑、印鑑登録カード、預貯金通帳、各種キャッシュカード(証書等)の預かり保管と利用
- ⑨各種登記の申請、住民票・戸籍謄抄本・登記事項証明書その他の行政機関の証明書の請求・受領
- ⑩要介護認定の申請等に関する事項
- ⑪介護契約や福祉サービス利用契約に関すること
- ⑫介護福祉施設等の入所に関すること
- ⑬住居等の増改築及び修繕に関する事項
- ⑭医療契約、入院契約に関する事項
- ⑮訪問販売、通信販売等の申込みの撤回、詐欺、脅迫による取引の取り消し等に関する事務
- ⑯配偶者・子の成年後見の申立て
- ⑰新たな任意後見契約の締結
- ⑱紛争処理のための裁判外の和解(示談)や弁護士に対して訴訟行為について授権すること
- ⑲復代理人の選任及び事務代行者の指定
- ⑳郵便局留置になった封書等の受領
- ㉑墓地の管理、寺との折衝